

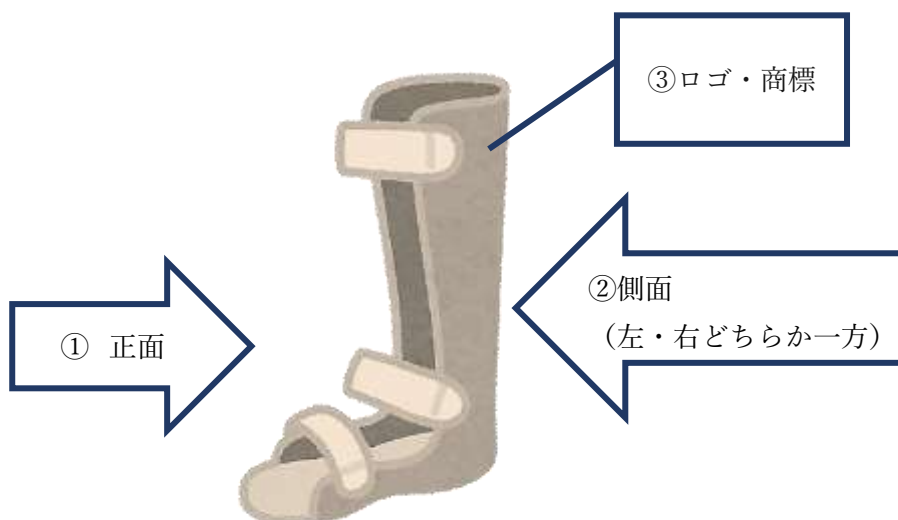
## 靴型治療用装具の写真について

靴型治療用装具の療養費を申請する場合は、「装具の写真」の添付が必要です。領収書と実際に作成された装具が同一かを確認することを目的とするもので、適切な保険給付のためご理解とご協力をお願いいたします。

### (1) 靴型治療用装具の写真の撮影について

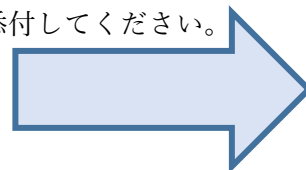
作成された靴型装具に対し、下記の方向及び箇所について撮影してください。

- ① 正面
- ② 側面（左・右どちらか一方）
- ③ ロゴ・商標等（ある場合）



- (2) 撮影した写真は、この用紙の裏面に添付し他の申請必要書類とともに各事業所の提出先へご提出ください。

写真は裏面に  
添付してください。



# 靴型治療用装具の写真添付用台紙

撮影した画像は、下記の枠内に貼付してください。

記号 — 番号 ※1	被保険者名	装具作成対象者
—		

※1. 記号と番号が不明な場合は国のマイナポータルより確認してください。

①正面（装具）全体

②側面（左・右どちらか一方）

③ロゴ・メーカー表記（ある）場合